

豊見城市中学校の部活動方針

平成31年3月
豊見城市教育委員会

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、中学校段階の「運動部活動及び文化部活動¹」(以下「部活動」という。)を対象とし、生徒にとって望ましい実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しみ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 豊見城市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(スポーツ庁)」、「運動部活動等の在り方に関する方針(沖縄県教育委員会)」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(文化庁)」に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- 小学校段階のスポーツ活動及び文化等の活動については本方針を踏まえ、速やかに改革に取り組む。
- 市教育委員会は、本方針に基づく各中学校における部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」(様式1)を策定する。また、部顧問は「年間の活動計画」(様式2)並びに「毎月の活動計画及び活動実績」(様式3)を作成し、校長に提出する。
- ② 校長は、上記①の活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教師の数等を踏まえ、適正な数の部を設置する。
- ② 校長は、適切な校務分掌に留意しながら部活動顧問を決定する等、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等で、各部活動の状況を把握し、生徒や教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ④ 市教育委員会は、各学校の状況や学校の要望等により、部活動指導員の任用や配置等について検討する。
- ⑤ 市教育委員会は、部活動の適切な運営を図るための研修等の取組について適宜行う。
- ⑥ 市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

¹ 文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」においては、対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、「文化部活動」と表記している。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1)適切な指導の実施

- ① 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 校長は、下記の取組が各部活動で徹底されるよう努める。市教育委員会は、学校における取組について、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- ・ 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行うこと。
- ・ 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先すること。気候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応すること。
- ・ 気象庁の高温注意報等に留意する等、特に夏季の活動においては熱中症の予防に努めること。また、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこと。大会等への参加についても同様とする。

- ② 部活動の指導者は、休養を適切に取りつつ、短時間でも効果が得られる指導の工夫を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2)部活動用指導手引の活用

- ① 運動部指導者は、中央競技団体²が作成する指導手引を活用しながら、合理的でかつ効率的・効果的な指導に努める。

参考：スポーツ庁「運動部活動用指導手引」³ <http://www.mext.go.jp/sports/b.menu>

- ② 文化部活動においては、文化部活動に関わる各分野の関係団体が示す指導手引を活用しながら、合理的でかつ効率的・効果的な指導に努める。

3 適切な休養日等の設定

豊見城市では、休養日、活動時間について以下を基準とする。

○休養日について

- ・ 学期中は、原則毎週水曜日を休養日とする。土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。また、長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ・ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、現在の部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

○活動時間について

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。ただし、活動時間に準備・片付け、休憩時間、移動時間は含めない。
- ・ 大会、練習試合等の活動時間については、上記に準拠する。

- ① 校長は、各部活動の活動状況を把握し、上記基準に則った運用を徹底する。
- ② 校長は、地域や学校の実態を踏まえ、上記基準以外でも休養日及び活動時間等の設定について工夫する。
例)定期試験前後の一定期間の部活動休養日の設定週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安の設定など

- ③ 市教育委員会は、上記①、②に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

² スポーツ競技の国内統括団体

³ 2019年3月現在 掲載されている競技:「サッカー」、「バスケットボール」、「柔道」

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

- ① 校長は、より多くの生徒が参加しやすくなるような多様なレベルや、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部の設置を検討する。
- ② 市教育委員会及び関係機関は、単一の学校では特定の競技または分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

- ① 市教育委員会及び校長は、地域のスポーツ団体や芸術文化関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・芸術文化活動のための環境整備を進める。
- ② 学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや芸術文化活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設開放事業を推進する。
- ② 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ① 沖縄県中学校体育連盟、沖縄県中学校文化連盟及び市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会や、地域からの要請により参加する地域行事等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・行事等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事の統廃合等を主催者に要請することも検討する。
- ② 校長は、沖縄県中学校体育連盟、沖縄県中学校文化連盟及び市教育委員会が定める上記①の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会や地域の行事等を精査する。